

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

令和5年6月13日（火）

杉 並 区 議 会

目 次

議会運営委員会理事会の会議記録について	3
総合計画等の改定に伴う会派要望の提出について	3
定例会の追加提案事項について	4
定例会の日程について	4
発言通告について	5
特別区議会議長会の要望事項について	5

議会運営委員会理事会記録

日 時	令和5年6月13日(火)		午後0時59分～午後1時28分	
場 所	第3・4委員会室			
出席理事 (6名)	理事	吉田 あい	理事代理	矢口 やすゆき
	理事	山田 耕平	理事	ひわき 岳
	理事	川原口 宏之	理事	安齊 あきら
欠席理事	理事	岩田 いくま		
理事以外の 出席議員	議長	井口 かづ子	副議長	渡辺 富士雄
出席理事者	政策経営部長	伊藤 宗敏	企画課長	藤山 健次郎
事務局職員	事務局長	喜多川 和美	事務局次長	村野 貴弘
	庶務係長	久保井 悦代	議事係長	蓑輪 悦男
	担当書記	出口 克己		

(午後 0時59分 開会)

吉田理事 これより議会運営委員会理事会を開会いたします。

なお、岩田理事が欠席しておりますので、代理で矢口議員が出席しております。

《議会運営委員会理事会の会議記録について》

吉田理事 初めに、議会運営委員会理事会の会議記録ですが、5月22日の1回目、5月22日の2回目の計2回分について、事前に各理事にお送りしておりますが、この内容で御承認いただけますでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

吉田理事 それでは、御承認いただきましたので、本日から公開の扱いといたします。

《総合計画等の改定に伴う会派要望の提出について》

吉田理事 次に、総合計画等の改定に伴う会派要望の提出について、理事者から説明がありますので、よろしく願いいたします。

政策経営部長 貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。

本日は、総合計画等の改定に伴います会派要望の御提出についてということでお願いに参りました。

昨日、総務財政委員会の報告事項の中で、総合計画等の改定に関しての基本方針について御報告申し上げたところですが、こちらにつきまして改定作業を行うに当たりまして、各会派から御要望をお寄せいただければと存じまして参りました。

対象の計画は、総合計画、実行計画のほか、区政経営改革推進計画、協働推進計画、デジタル化推進計画並びに区立施設再編整備計画となります。こちらの要望なんですけれども、7月14日金曜日、約1か月後になりますけれども、ここまでの間で企画課に文書により御提出をお願いできればと存じます。様式は自由でございますので、メール等での御送信でも結構でございます。詳しいお問合せ等は、企画課長のほうにまた後日御連絡をいただければと存じますが、書面でもメールでも結構ですので、お寄せいただければと存じます。

なお、ちなみに今後のスケジュールを改めて申し上げますが、これから改定の検討作業等を行ってまいりますけれども、10月を目途に改定案を決定してまいりたいと存じます。区議会に御説明をした後、地域説明会やパブリックコメントを実施し、6年の第1回定例会のタイミングに合わせて区議会に御報告を申し上げ、また決定案を公表していくというふうな形で進めてまいります予定でございます。

私からは以上です。

吉田理事 それでは、説明のとおりですので、よろしくお願ひいたします。

理事者の方は御退席いただいて結構です。

《定例会の追加提案事項について》

吉田理事 次に、定例会の追加提案事項について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局次長 資料1を御覧ください。区長から、監査委員（識見を有する者）の人事案件1件が提出される予定です。この後開催の議会運営委員会で理事者から説明がある予定でございます。

除斥対象の案件がないかどうか、この後、議運終了後に議案が配付される予定となっておりますので、漏れのないよう各議員で確認をお願いいたします。

以上でございます。

吉田理事 ただいまの説明について何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉田理事 それでは、この件についてはこの後開催の議会運営委員会で理事者から説明があります。

なお、除斥についてですが、各自で御確認いただき、除斥の対象となる議案があった場合は議長へお申し出いただきますよう、各会派の議員へお伝えください。非交渉会派については、事務局から説明をお願いいたします。

《定例会の日程について》

吉田理事 次に、定例会の日程について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局次長 資料2を御覧ください。区長提出の追加議案に係る日程の追加でございます。追加日程は網かけ部分でございます。この後、午後1時30分から議会運営委員会を開催。当初日程の本会議最終日に当たる6月19日月曜午後1時からの本会議において追加議案の議案上程、採決。

以上、日程の追加を提案させていただくものでございます。

以上でございます。

吉田理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉田理事 それでは、この件についてはこの後開催の議会運営委員会に諮ることといたします。

《発言通告について》

吉田理事 次に、発言通告について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局次長 追加議案があるため、再度発言通告の期限について確認させていただきます。

追加議案も含め、6月19日月曜本会議最終日の発言通告は6月15日木曜午後5時まで、通告を予定している場合は期限厳守でお願いいたします。

以上でございます。

吉田理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉田理事 それでは、この件についてはよろしくをお願いいたします。

《特別区議会議長会の要望事項について》

吉田理事 次に、特別区議会議長会の要望事項について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局次長 資料3を御覧ください。先日の議運理事会で会派持ち帰りになった案件でございます。改めての確認ですが、要望事項については、理事の全会一致の要望事項のみ提出をしています。会派として反対の意見が出ていない要望事項資料を基に、まずは提出する要望事項を固めていただき、国と都への要望について複数ある場合、それぞれの順位づけをいただきたいと思います。

以上でございます。

吉田理事 それでは、各会派で出されている意見、資料、事務局の説明について、質問等がございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉田理事 それでは、協議を進めたいと思いますが、まずは提出する要望を決めたいと思います。

矢口理事代理 提出するものとしては、一番最後の公明さんの特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書（案）が提出すべきものと考えます。

また、もう一つ前の生物多様性の保全・ネイチャーポジティブの対策の強化を求める意見書については、もう少し我々も勉強不足なところがあるので、今回は提出を見送るべきではないかと考えております。

ほかは全部見送るべきではないかと考えております。

以上です。

山田理事 ということは、最後の公明さんの特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書だけで判断するということですよ。

事務局次長 全会一致ですとそういうことでございます。

山田理事 私たちの会派は、基本的に公明さんのこのものについて問題ないと思うんですけども、1点だけ、「G I G Aスクール構想により」というところの(5)については、ちょっと慎重にという話が出ています。ただ、これがあるから反対というわけではないので、ちょっと文言調整とかができれば可能かなというところですよ。

以上です。

吉田理事 文言調整、どのあたりかしら。

山田理事 うちのG I G Aスクール構想に批判的なんです。

川原口理事 要するにデジタル支援員の配置ということ自体がもう駄目ということ。

山田理事 それ自体が必要になってしまうので、ただ、G I G Aスクール構想により整備されたとか、そういうちょっと文言の調整をしていただければという話ですよ。

安斉理事 G I G Aスクールを取ってくれという話らしい。

山田理事 その程度であれば多分問題ないと思うんですけども。ほかの会派も1回聞いてからのほうが。

ひわき理事 今、公明さんの特別支援学校と学級への賛否ということだと思んですけども、全般的には私たちの会派としても、内容は必要だとは思っているんですけども、やっぱりちょっと文言の調整をお願いしたいところがありまして、というのは、要望内容の表書きのところなんですけれども、障害者の権利に関する条約に基づいてインクルーシブな教育システムの構築というのを求めると、私たちも本当にそれは賛同するところなんですけれども、やっぱりその解釈の中で、特別支援学校、学級というものが分離教育であるという、やっぱりそういう側面もあると思うので、果たしてそれがインクルーシブ教育として適切な表現なのかなというところをちょっとやっぱり疑義が会派の中でも生じたので、もしちょっとそこら辺の捉え方というか、ニュアンスが変われば、要望する内容としては配置のことは本当に重要なことだと思っているので、そういった意見が出ているというのが現状でございます。内容的にはやりたいなというふうに私たちも思っています。

川原口理事 ひわき理事にちょっと、今のところは、インクルーシブという言葉を取ればいいということ。要するに「子どもたちの多様性を尊重する教育システムの構築が求められており」だったらいいの。

ひわき理事 むしろ、そのインクルーシブ教育を推進したいということは明言していただ

きたいところでした、というより、特別支援学級、学校が、そこをやっぱり基点にしていくというニュアンスのほうがむしろちょっと乗りにくいところかなと思っていて、今の現状としてそういう現状があるので、そこで、現場に人員配置が必要だというふうに、私たち、それはそれでそうだと思うんですけども、インクルーシブイコール特別支援学校、学級というそのくくり方にならない表現であればいいなという、ちょっと微妙なところなんですけれども。

山田理事 そのつくり込み方は結構難しい。

安斉理事 公明さんの最後の一択ということなので、うちは特段あれなので、それで今やり取り、共産党さんと立憲さんのところが修正して、ある程度まとめられれば、公明さんの案を採用するという事なんですけれども、ここで文書がまとめられなかったら、今度次の予定もあるので、取りあえずこれを採用するという方向で修正をかけていくということでこの場を終わらせたほうがいいんじゃないですか。そっちのほうが合理的だと思いますよ。

山田理事 タイミング的に間に合うんですね。

事務局次長 19日まで。

吉田理事 19日まで。では、まだ大丈夫。

安斉理事 まだ大丈夫。そのほうがいいんじゃないですか。

吉田理事 分かりました。では、今、安斉理事がおっしゃったように、ここでは5番目の公明党さんから出されました要望を採用するという事で、文言の修正については、また少し調整させていただくということよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

吉田理事 分かりました。では、そのようにしたいと思います。

それでは、提出する要望が決まりましたので、引き続きよろしく願いいたします。

この件は次回以降も引き続き協議してまいります。

日程は以上ですが、ほかに何かございますか。

矢口理事代理 本日欠席の岩田理事から代読依頼を受けておりますので、少しお時間をいただければと思います。以下、岩田理事からの代読になります。

6月2日金曜日、複合機の配置台数について、1人会派の方から議会事務局に課題提起がありました。6月5日月曜日、1人会派が集まる場に、議運委員長会派の理事として岩田が伺い、この件について話合いをしました。その結果、1、よい解決策がすぐに出るものではないため、当面は現行の状態で運用する。2、ただし、課題の提起があった旨、議運理事会で情報を共有することで合意しました。この合意に基づき、同日以降、

最初の理事会である本日、岩田から皆様にお話しさせていただきます。

以上が岩田理事からの代読となります。

吉田理事 では、山田理事、お願いします。

山田理事 6月2日の一般質問における田中ゆうたろう議員の発言について一言発言したいと思います。

さきの発言内容については、会派や政党の違いを超えて議員20名の連名で、議長、副議長に対して、田中議員の一部発言の撤回と議事録の削除、関係者への謝罪表明を要請するよう申入れを行いました。

私たちが問題と考える田中議員の発言は、区内に実在する団体への事実誤認に基づいた、そして中傷する発言、区長の公務外での私的行動への言及や特定議員を呼名した事実と異なる発言、プライバシーの暴露強要、個人の名誉をおとしめる発言、性的マイノリティーへの人権を侵害する発言、議場及び傍聴席への規律、品格を乱すような発言等々です。これらの発言内容は地方自治法132条などに抵触するものであり、極めて問題があると認識しています。

議長、副議長におかれましては、申入れに基づいて適切に対処していただくよう求めるとともに、このような発言や、今後、類似した発言が繰り返されることについては、理事会としての厳正な対処を求めていきたいと思っております。

以上発言します。

ひわき理事 私たちの会派も同様の意見です。田中ゆうたろう議員が6月2日の一般質問において行った発言について、今、山田理事のほうから話したとおりの内容であったというふうに重く受け止めておまして、適切な対処をしなければいけないと思っておりますし、今後、同様の発言があったときにどうしていくかというのは、もう議会全体が問われていくことだと思っております。

特に私たちの会派で問題だと思っている点というのは、地方自治法132条に抵触しているという、個人のプライベートに言及しているということ、これは抵触するというふうに私たちは思っておりますし、そしてさらに、より重要なのは、人権を侵害している発言であったということだと思っております。議会発言の中で、私たちの発言というのは、発言の自由というのは保障されるべきだとは思っておりますが、とはいえ、その全ての発言が許されるというわけではなく、その発言が区民及び区民以外の人の人権を侵害する発言というのは、これはもうヘイトスピーチ解消法の趣旨など、あとは東京都の条例なども含めて抵触するものであると思っておりますし、何より杉並区の性の多様性尊重条例、差別を禁止しているという条例に抵触していると思っております。性的マイノリティーを侮蔑

し、その差別を扇動する、偏見を扇動する行為があったということ、それから、その侮蔑する呼称を連呼したということ、これを本当に重く受け止めなければいけないとっていて、私たちは、区民の人権を守る立場で、この対処をどうするかということが問われているというふうに思っております。

安斉理事 今初めてお聞きした内容なので、2会派から出た内容というのは、尊重すべきことだというふうには思うんですけども、中身が、私は今、そういった発言を初めて聞いたので、どこがどういうふうに2会派が発言なさっているものに当たって、地方自治法上の132条に当たるのかというのが、ちょっと今具体的に分からないので、それはやっぱり具体的に示していただかないと、議運理事会のメンバーの一人に私もなるので、多分ほかの理事の方は聞いているのか分かりませんが、そこはやっぱりつまびらかにしていただいて、具体的にこの部分がこうだから駄目なんだというのはお示しいただいたほうがいいですし、それをもって議長、副議長がどう対応するかというのは考えるべきじゃないかなというふうに私個人は思います。

以上です。

山田理事 今の件については、直ちにこの理事会で何かをしてほしいということを要望しているわけじゃないんです。ただ、私たち超党派、会派の違いを超えて20名の議員が連名で、議長、副議長に対して申入れを行ったということについてお伝えをして、これからまた同じようなことが繰り返されたり、同趣旨の発言があるようであれば、この理事会としての対処が必要ではないかということを提起したものです。

以上です。

安斉理事 分かりました。今後、その辺の具体的なことが分かった段階でまた判断していくとか、議事録訂正が出るとか、削除が出るということは、どういう形で削除するのか、議長の職権でやるのかとか、いろいろ多分方法論はあると思うので、そこはまた議論するというところで受け止めてよろしいんですかね。議論というか、どう対応するかと決めていくということですかね。それでよろしいですかね。

吉田理事 ほかに何かございますか。

安斉理事 1件ちょっと、今回の定例会の一般質問を見て、多分申し合わせ事項で、私の記憶では、一般質問は1人おおむね30分程度ということになっていたかと思うんですが、このことをまずちょっと確認したいんですが、事務局、その辺はどうですか。

事務局次長 議会運営申し合わせ事項の第12の一般質問のところに、質問時間は再質問を含めおおむね30分程度とするというふうに定めているところでございます。

安斉理事 再質問を含めておおむね30分程度ということなんですが、一部の議員の方がこ

れを守っていない方がいらっしゃって、これは申し合わせの事項なので、厳格なルールとまでは言い難い部分はあるんですが、ほかの方はみんな守られているんですよ。そういう部分で議会が成り立っているという部分もありまして、この方は過去にも、そういう形でやられていることが何回もありまして、今回新生議会で、また新人の方も加わりましたので、これが常態化して俺も私もとなってしまうと、決めていることが形骸化するのと、議会が何も無秩序な形になっていかないかという非常に心配がありますけれども、この点、議会の運営なので、議事整理権は議長が持っているんですけども、ちょっと議長の見解をお伺いしたいんですが、どうでしょうか。

議長 その方には、どの辺で注意したか定かではないんですが、その方の名前を2回呼びました。その注意をしたことは覚えています。それで、個人的に終わってからも御注意しました。

安斉理事 先ほどの事務局の答弁ですと、もう既に時間が多分ゼロだったと思うんですよ。そうすると、再質問を含めて30分程度ということなので、再質問はちょっと認めるべきじゃなかったのかなというふうに私は個人的に思うんです。やっぱりある程度厳格にこれはしていかないと、35分やって、また再質問をやってとなると、その1人の方がやり始めると、みんながそれができちゃうということになってしまうので、そこはちょっとある程度厳格に議長のほうで今後は対応していただいて、もしも時間がなければ、過去には、私も多分1分ぐらい残して、再質されて、二、三分やったのがあるので、そういうたしなみ的に1分ぐらい残して再質が二、三分というのはやむを得ないかなと思うんですけども、もともと一般質問の第1質問でもう三十数分やっていて、それを再質問をまたするというのは、ちょっとどうかなと思いますので、その辺は議長の議事整理権の中で御判断いただいて、公平性を担保していただきたいというのを要望しておきたいと思います。

以上です。

山田理事 申し合わせで、おおむねというのと、程度というのをつけているのは、あくまで常識の範囲内というか、それぞれの議員の歩み寄るじゃないですけども、そういう下でやっていくものだと思うんです。でなければ、おおむねというものだったり、程度というものは使わないと思うので、その点で言えば、それぞれの議員の常識的な判断に任されるべきだと思いますし、それについて議長が30分を超えたら再質問もできないみたいなことはやらないほうが良いと思います。そういうことをやればやるほど、議会運営が非常に困難になるし、常に厳しい対処が求められるようなことになりますので、だから、井口議長が、あの場で口頭で注意をしたのと、その後、一言言ってくれたという

程度の対応で私はいいと思っています。

安斉理事 これは前期から引きずっていますけれども、やっぱり権利と義務とか、それぞれの考え方があって、共産党さんはそういうふうなお考えをされるのかもしれないんですけども、中にはやっぱり厳格にある程度やる必要があるんじゃないかという意見もあると思うんですよね。ただ、これは常態化しているので、その方は何回も今まで多分言われていると思うんですよ。過去に私の記憶では、決算だか予算だか分かりませんが、定かではないですが、どちらかの委員会で、おおむね20分というくくりを設けて意見開陳を多分やっていますよね。それをとうとうと、時の予算委員長か、決算委員長が忘れましたが、何回も注意してもやめないといったような確信犯的なところがあるわけですよ。ですから、山田理事が言っているのは、ある意味では一般的な、確信犯的じゃなくて、ちょっと超えちゃったとか、そういう話だと思うんですけども、確信犯的になってくると、そちらのほうが收拾がつかなくなるというふうに思いますので、今言っている内容はちょっと私は当たらないのかなというふうには思っています。

この際ですから、ほかの方の意見も聞いてみるのも1つはいいんじゃないですかね。今は共産党さんとうちの無所属・都民ファーストの会の考え方なので、少しこれは議論していったほうがいいのかというふうには私は思いますが。

山田理事 議論するのはいいと思うんですけども、それはやはり当事者からの意見を聞いてみたり、少数会派の議員がこれだけたくさんいる議会ですので、その意見も聞く必要もあると思いますし、そもそもおおむねと程度というのは、そういったことのお互いの配慮があってこそ成り立っている申し合わせ事項だと思うんです。その点は非常に重要だと思いますし、過去に遡ってみますと、例えばこういう言い方は申し訳ない。最大会派の議員の方からも意見開陳でオーバーしちゃったみたいなこともありましたよね。そういうことってケースとしてはあり得ると思うんです。そういうことを一概にもう一律に厳しく……。

吉田理事 常態化していないよ。

山田理事 そうなんですよね。だから、そのあたりは、そういうお互いの常識的な範囲でやっているものですので、それを厳しく取り締まったりするというのはふさわしくないなというふうに思いますし、この理事会でもいろんな意見が出ているということは、御本人には伝えてもいいと思いますよ。共産と安斉理事の会派で、全然違う意見だけれども、そういう意見が出されていますということは伝えていただいてもよいかとは思いますが。ただ、これからこういうことについては非常に慎重に議論をしていくものだというふうには思います。

以上です。

安齊理事 これをずっと続けるつもりはないので、結論めいた話にしますけれども、山田理事が言っている内容、私が言っている内容、それぞれの考え方の違いなので、このままで平行線だと思います。あったことは事実なので、ベテランの方ですから、ある程度その辺は対応できるのかなというふうに思っていますので、議長からいま一度、そういうことがあったというのは、今、山田理事からもあったので、お話しただいて、今後、我々の任期はまだまだいっぱいありますので、その中でまた、どういう形でその方が対応していくかを見ていって、あまりにもちょっとこれはひどいなというのであれば、それはまた議論せざるを得ない場面も出てくるのかなというふうに思っていますので、そんなような形で議長からは、当該の方にはお伝えをいただきたいというふうに思います。

事務局長 当時のことを少し思い出したんですけれども、皆さんがおっしゃっているようにまず申し合わせがあるということと、それから議長の議事整理権があるということ、これは間違いないと思うんですが、当時、あのとき、区長が答弁を間違えて、たしかその当該議員のときだったんです。急遽、区長が答弁訂正したいと言って出てこられたんですね。あれはたしか、質問があり、全部答弁が終わって、完了して、さて、もうそこで時間も終わっているねというふうに議長がたしか御判断なさった。そのときに、区長が答弁訂正したいとさらに手を挙げてしまったんです。それは当然答弁訂正ですから、受けるしかないねというので、受けたんですね。その内容が当該議員の質問した内容に及んでいたのので、もしかすると、それに関連してさっきの答弁と違うんだったら、また別の質問、第2質問じゃないですけども、再質問がもしかしたらあるかもしれないので、これはちょっと困ったなというような雰囲気になったような記憶がありました。そこで、たしか議長が、やむなく時間制限はちゃんと頭に入れた上で、もう1回壇上に呼んだというようなことがあったような、ちょっとイレギュラーな対応が当時はあったような気がしています。

すみませんちょっと関係ない話でしたが、失礼いたしました。

山田理事 ちなみに何分オーバーしていたんですか。

事務局長 たしか2分。

安齊理事 ちなみに新人議員さんが多いから、うちも正直3人いて、やっぱりこういう形で申し合わせ事項があるから、それを尊重しなきゃいけないんですとあって、上から目線じゃないけれども、教育しているわけじゃないんですけれども、そうやってやっているわけですよ。多分立憲さんも新人の方がいらっしゃるので、そういう話、たしなみ的な話になるかと思うんですけれども、やっぱりそこは、最初の議会なので、特にそうい

ったことはやっていかないと、ルールがどんどんどんおかしくなっちゃって可能性もあるので、そういうことも含めて発言をさせていただいたというのは、少し御理解いただきたいのかなというふうに思います。

以上です。

吉田理事 それでは、次も1時半からも控えておりますので、議会運営委員会理事会を閉会いたします。

(午後 1時28分 閉会)